

個人事業主様必見!

動き出した! 「マイナンバー制度」と改正された! 「個人情報保護法」  
 ~事業主として知っておかなくてはならない身近な法律~

## 個人事業主のための「マイナンバー制度」と「個人情報保護法」



個人としての「マイナンバー」と事業主としての「マイナンバー」の取扱いの違いを知っていますか?



昨年9月からお客様の「個人情報」を預かると「個人情報保護事業者」となっていることを知っていましたか?



### 《セミナーで学べること》

#### ①マイナンバーとは?

##### (1)おさえておくべきポイント

- ・送られてきた「番号通知カード」と申請する「個人番号カード」の力の差!
- ・もう一人の自分(マイナンバー)を自分の中に落とし込む「事務関係」のお話し

##### (2)いったいどこで私のマイナンバーが使われるの?

- ・実は色々なところでマイナンバーが動き出す
- ・言われたままに「マイナンバー」を書かない注意!

#### ②個人情報とは?

- ・ホームページに表示する「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」について

#### ③昨年9月に改正された「個人情報保護法」と動き出した「マイナンバー制度」について

##### (1)個人情報保護法の改正で新たな義務が発生した!

- ・知らないうちに「違法?」

##### (2)事業主としての対策

- ・「個人情報保護法」と「マイナンバー制度」の『罰則規定』

#### ④「マイナンバー制度」と「改正個人情報保護法」のおさらいとこれからのリスク

など

日時:平成28年3月18日(金) 10:00~12:00

費用:3,500円(税込)

お申し込み:[ホームページ](http://office-mi.com/) (http://office-mi.com/) の「お知らせ」より または

専用申し込みフォーム <http://nagomi-pro.com/index.php?tn=enquetematerial&in=56608&pan=199> より

(※お問い合わせの所に、『3/18マイナンバーセミナー受講希望』と入力下さい)

場所: [大阪駅前第4ビル](#)9F(部屋番号などの詳細は「なごみプロ」からメッセージが入ります)

主催・お問合せ: [なごみプロ](#) (ホームページ <http://nagomi-pro.net>)

その他お気軽にお問い合わせください

行政書士エム・アイ法務事務所

〒653-0801 神戸市長田区房王寺町2-5-11

Tel:080-2540-5050 Fax:078-330-8899

メール: info@office-mi.com

ホームページ: http://office-mi.com